

まずは相談

消費者ホットライン「188 (いやや)」とは？

消費者ホットライン188 (局番なし) は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内し、相談の第一歩をお手伝いするものです。

例えば、「悪質商法等による被害にあった」、「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていることはありませんか？

また、最近の例として、「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている可能性がある。調査に行くので、お宅の場所を教えてください」、「助成金があるので個人情報や口座情報を教えてください」など、新型コロナウイルス

感染症の感染拡大に関連したトラブルが増えています。

そんなときは、一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188 (いやや!）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター「イヤヤン」

家での過ごし方

新型コロナウイルス感染拡大防止により、これまでと違う環境で過ごされている方が多いのではないのでしょうか。

会社勤めの方は、自宅などで仕事をする「テレワーク」を行い、学生は、学校が休校になり、長い時間を自宅で過ごしていたことでしょうか。

さて、環境が変わることで、どんな影響があるのでしょうか？ 例えば、外出自粛が続くストレスがたまったり、家での過ごし方や家事の分担で家族ともめてしまったり…。

今こそ、仕事や勉強、家事を協力して行う方法を家族で見つめ直す良い機会です。

“三密”を避け身体的距離は広めに取り、心の距離は密にしてコミュニケーションをとりましょう。

市消費生活センター専用ダイヤル ☎(44)4883(市役所2階)

■相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時

※来所での相談の場合は、事前に電話でご予約ください。

※土・日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ ☎188(局番なし)

まちがいさがし

わかるかな？

▼ しもつけかるた

2枚の写真には違っているところが3つあります。みつけてみてください。(印刷の汚れは除く。)
※答えは38ページ下段

